

資料2

りゅうがくせい しょうがくせい ぼしゅう 留学生のみなさんへ(奨学生の募集)

はちおうじし へいせいがんねん はちおうじし がいこくじんりゅうがくせいしょうがくきん せいど じっし せいど しな
八王子市では、平成元年度から八王子市外国人留学生奨学金制度を実施しています。この制度は、市内
ざいじゅう し ひ りゅうがくせい しょうがくきん しきゅう あんしん がくぎょう せんねん ひら
在住の私費留学生に奨学金を支給することにより、みなさんが安心して学業に専念できるよう、開かれた
がくえん と し いっかん おこな
学園都市づくりの一環として行われています。

○ 応募資格

- (1) しな しょうざい だいがくいん だいがく たんき だいがくおよ こうとうせんもん がっこう い か だいがくとう ざいがく
市内に所在する大学院・大学・短期大学及び高等専門学校(以下「大学等」という。)に在学し、
かつ、市内に在住している、経済的負担への支援を必要としている私費留学生。

ただし、平成25年度までに受給された方は対象外となります。

- (2) しゅつにゆうこくかん り ほうおよ なんみんにんていほう きてい りゅうがく ざいりゅう かく ゆう
出入国管理法及び難民認定法の規定による「留学」の在留資格を有すること。
- (3) に ほん せい ふ た だんたい とうがいりゅうがくせい ほんごく せい ふ およ ほんごく だんたいとう のぞ しょうがくきん
日本政府その他の団体(当該留学生の本国政府及び本国にある団体等を除く。)から、この奨学金
に相当する援助を受けていないこと。
- (4) がくぎょう じんぶつ すぐ ち い き こうりゅうかつどう ねん かいじょう さん か
学業、人物ともに優れており、かつ、地域との交流活動に年2回以上参加すること。
- (5) さいがい い じ か の う か ざ つうやく ほんやくとう かつどう きょうりょく
災害時には、可能な限り、通訳・翻訳等のボランティア活動に協力すること。

○ 優先枠

はちおうじし こくさいこうりゅうすいしんとくし およ してい じぎょう さん か い し かくにん がいこくじんりゅうがくせい ゆうせんわく
「八王子市国際交流推進特使」及び指定の事業に参加する意思が確認できる外国人留学生は、優先枠と
します。ただし、応募資格を満たしていることが必要です。

A. 「八王子市国際交流推進特使」について

つぎ がいと がいこくじんりゅうがくせい はちおうじしちょう いら い しゅうにん
次のいずれかに該当する外国人留学生に、八王子市長が依頼し、就任いただきます。

- ① はちおうじち い き だいがくとうに ほん こ りゅうがくせい べんろんたいかい にゅうしゅうしゃ
八王子地域23大学等日本語留学生弁論大会の入賞者
- ② はちおうじし ゆうこうこうりゅう と し たいあん し ちゅうごく たか おし たいわん し ふん し かんこく しゅつしんしゃ
八王子市の友好交流都市である泰安市(中国)、高雄市(台湾)、始興市(韓国)の出身者で、
はちおうじし あいて と し こうりゅう てつ だ かた
八王子市と相手都市の交流をお手伝いをしていただける方

B. 「指定の事業に参加する意思が確認できる外国人留学生」について

次のいずれかの事業に参加することができる外国人留学生を優先枠として募集します。

① 多文化共生フォーラム実行委員会

② いちよう祭り実行委員会

A②に該当する外国人留学生は、事前に多文化共生推進課において面接のうえ決定しますので、奨学金

申請前に大学等を通じてご相談ください。

○ 募集期間

(1) 平成26年5月12日(月)から5月30日(金)まで

(2) 年度途中の申込みは行いません。

○ 奨学金の支給額及び支給期間

(1) 支給額 月額 10,000円 (年額 120,000円)

(2) 支給期間 平成26年4月から平成27年3月までの1年間

○ 応募方法

(1) 応募者は、「外国人留学生奨学金支給申請書」に必要事項を記入し、在学する大学等の担当窓口
に提出してください。

(2) 申請書には、次の書類を添付するとともに、大学等の長が作成した推薦書が必要です。

- ・「外国人留学生市内在住証明書」(出入国管理及び難民認定法による在留カードの写しを添付)
- ・「参加事業調査表」

○ 奨学生の審査と決定

(1) 奨学生は、申請書及び大学等の長の推薦書に基づいて審査し、予算の範囲内で決定します。

応募者が募集人員を超えた場合は、公開抽選により奨学生を決定します。

(2) 奨学生への通知は、各大学等の担当窓口を通じて行います。

○ 支給時期と支払方法

- (1) 支給は、年2回に分けて、9月と翌年3月に行います。
- (2) 奨学金は、あなた名義の銀行等の口座へ直接振り込みます。

支給期間中は、届け出た口座を解約しないでください。

○ 次の場合は、奨学金の支給を停止したり、支給した奨学金の返還を求めます。

- (1) 奨学金の支給条件に該当しなくなったり、休学、転学、退学、市外転居等をしたとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により、奨学金の支給を受けたことが判明したとき。

○ 次の場合は、直ちに大学等の担当窓口を通じて届け出をしてください。

- (1) 休学、転学、退学、住所変更等、申請内容に変更が生じたとき。
- (2) 奨学金の振込先(金融機関名等)が変わったとき。
- (3) 奨学金を辞退したとき。
- (4) 日本を1か月以上離れるとき。

○ 地域との交流活動への参加など

- (1) 地域との交流活動(貢献活動、防災訓練、交流事業等)に、年2回以上、必ず参加してください。

参加する交流活動は、「平成26年度 八王子市外国人留学生奨学金受給者参加事業一覧表」から
えら
選んでください。

- (2) 参加した活動についての報告書を、平成27年3月31日までに、大学等の担当窓口を通じて多文化
共生推進課まで提出してください。

○ 問い合わせ先

詳しい内容については、各大学等の担当窓口にお申し出ください。